

高野新聞

Vol.50

発行:高野たけし事務局
〒249-0005
逗子市桜山7-3-3 A-201
046-871-7368



高野 たけし

36歳

逗子市議会議員(2期)
中央大学大学院修士課程修了

高野たけしの議員活動報告

～住みやすいまちづくりに向けて～

■E-mail takano_zushi@yahoo.co.jp

■FAX 046-871-7368

ご意見・ご要望などありましたら、E-mail、FAXでお送りください。

9月3日から開催された第3回定例会では、特別委員会を設置し平成20年度の決算審議を行いました。

現在の地方自治体の財政状況は非常に厳しいと言われておりますが、それは逗子市においても例外ではありません。財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は99.0%に達していることから(下図:財務比率の推移参照)、財政の硬直化が進んでいることがわかります。

こうした状況にあるからこそ、事業の取捨選択を行った上で、必要な事業であればいくらの予算を充てることで住民サービスを維持することができるのか、住民ニーズに応えることができるのか、しっかりと見極めていくことが大切であると考えています。

決算特別委員会の総括質疑では、特に見直しが必要な事業について行政当局に質しました。(右頁に一部掲載)

財務比率の推移

	実質収支比率	経常収支比率	公債費比率	財政力指数
平成20年度	5.3%	99.0%	10.4%	0.960
平成19年度	7.6%	96.1%	9.9%	0.971
平成18年度	7.3%	94.0%	10.1%	0.974

実質収支比率:標準財政規模に対する割合。

一般的には3~5%が望ましいとされている。

経常収支比率:経常一般財源に対する経常的経費の割合。

一般的には70~80%が望ましいとされている。

公債費比率:経常一般財源に占める公債費の一般財源所要額の比率。

一般的には10%以内が望ましいとされている。

財政力指数:財政上の能力を示す指数。

この指数が1を超えるほど財源に余裕がある。

政治資金の残り あと 30,881円

(6/1~8/31までの内訳)

収入…給与から	100,000円
支出…事務所費(6~8月分)	90,000円
新聞作成用紙代	3,562円

※今後も政治資金のガラス張りは必ず続けていきます。

◆的確な情報をベースにした計画の立案が事業推進のカギ

生ごみ処理容器を購入する際、市が助成する事業があります。当該事業の目的においては理解するところですが、明確な指標もなく目標台数を設定しているため、予算執行率は52.6%と非常に低いものとなっていました。そこで、早急に普及状況調査を行い、普及台数や利用率、さらには利用者の声を聞いた上で改めて当該事業の推進にあたるよう提言したところ、担当部長からは平成21年度中に調査を行い、次年度以降の事業計画に反映していくとの回答がありました。

的確性の面から、計画・執行状況については引き続きチェックしていきたいと思えます。

生ごみ処理容器等購入費助成事業

ゴミの減量化及び資源化を推進するため、生ごみ処理容器等の普及促進に向け、上限を3万円とし購入金額の1/2を助成するもので、平成8年度にスタートした事業。

◆住民ニーズに合わせた事業の取捨選択

自宅の壁面に植物による緑化を施す際、市が助成する事業があります。平成14年度にスタートしましたが、実績があったのは平成16年度の1ヶ年だけで、その他の年度の執行率は0%となっています。そこで、住民ニーズと乖離した事業は廃止し、必要性の高い事業への予算の振り分けを行うよう求めたところ、市長からは検討していく旨の回答がありました。

限られた予算で行政運営を行わなければならない時代だからこそ、時流と住民ニーズを的確にとらえた上で事業の必要性を検証すべきと考えています。

壁面緑化推進事業

街中へ緑を増やすことを目的とし、壁面の緑化にかかる植栽及び施工費の一部を助成するもので、平成14年度にスタートした事業。

どーなっているの？

市民の皆様からのご意見・ご要望にお答するコーナーです。

駅前など不特定多数の人が集まる場所においては、禁煙や分煙が図られるよう条例で定めてもらいたい。

受動喫煙防止、駅前美化、子どもの安全性などの点から、禁止エリアを特定した「路上喫煙禁止条例」の制定については考えなければいけないと私も思っています。しかしながら、条例を制定する目的はあくまでも喫煙者と非喫煙者の共存であるため、指定エリア内にも喫煙場所を設置する必要性はあるものとも考えています。

こうした条例を策定する際には、市民の方々がその必要性を感じているかを調査し、その内容をどういったものにするか検討する必要もあることから、まずは当該案件に関する市民意識調査を行うよう、歩行喫煙防止に関する啓発活動を所管している資源循環課に要望しました。

また、条例の必要性、内容を考える上で参考になるのが他自治体の先進事例となります。同様の条例については、隣の鎌倉市も平成21年4月1日に制定していることから、その策定におけるプロセス、内容、制定後の対応に至るまでを参考にすることができると思います。

私も、引き続き逗子らしいまちづくりに向けた議員活動を続けていきたいと思っています。

【鎌倉市の条例骨子】

- ・市内の道路や公園、広場など屋外の公共の場所では路上喫煙しないよう努めていただきます。
 - ・特に人通りの多い区域を路上喫煙禁止区域に指定し、その区域での路上喫煙を禁止します。(路上喫煙禁止区域: JR鎌倉駅・大船駅周辺)
 - ・禁止区域で路上喫煙したときには、路上喫煙防止指導員が口頭で路上喫煙を中止するよう指導します。
 - ・上記に従わず、路上喫煙を中止しないときには、指導員が路上喫煙を中止するよう命令します。
 - ・さらにその命令に従わず、路上喫煙を中止しないときには、罰則として過料2,000円を徴収します。(罰則は平成21年7月1日から適用)
- 施行日:平成21年4月1日

《鎌倉駅前の喫煙所》



◆新逗子駅前横断歩道の安全性確保策についての進捗状況

市民の方から「清水橋前の踏切(京浜急行)を渡ったところにある横断歩道※1の安全向上策を検討してほしい」との要望を受け、6月にも市の環境都市部と対応策について協議してきました。(高野新聞49号に掲載)

その後、私も様々な時間帯に現地を訪れ、当該地の安全性の確保について検討してまいりました。その結果、特に視認性が低い夜の時間帯における照度の改善については早急な対応が必要であると考え、市の担当所管に要請してまいりました。

改善に向けては市の現地調査、予算付けなどもあり、多少の時間を要するかもしれませんが、一日でも早く改善が図られるよう引き続き対応していきたいと考えています。

《新逗子駅前踏切付近の交差点》



◆ゴミの最終処分場の延命化調査結果

平成19年6月に逗子市の最終処分場の利用年数についてのご質問を受けた際は、平成21年度中までしか利用できないとの試算も出されていたことから、担当所管に対し調査要請をする一方、長期的ビジョンを持ち、ごみ処理政策の立案・実行にあたっていただきたい旨、要望いたしました。(高野新聞40号に掲載)

今回出された調査結果によれば、これまで埋め立てた灰に上から圧力をかける転圧処理等を行うことで、平成29年度中までは現在の処分場の延命化を図ることができるというものでした。

延命化を図ることは可能であるとの結果はでしたが、その先を見通し、新たな最終処分場を設置するのか、外部への焼却灰の処分委託を行うのかなど、長期的なごみ処理政策の検討については引き続き行っていただくよう要望したところです。

《逗子市の最終処分場》



※1…踏切を背に市役所方面に向かって、左側にある短い方の横断歩道。